

電気バス普及促進事業費補助金実施要領

第1 趣旨

この実施要領は、電気バス普及促進事業費補助金の事業を円滑に実施するため、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）及び電気バス普及促進事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）を補完し、必要な事項を定めるものとする。

第2 事業成果

1 内容

交付要綱第6条第5号に規定する本事業により導入される電気バスの事業成果は、電気バス普及促進事業費補助金運行結果報告書（別記様式）に導入後1箇月間の運行回数、輸送人員、運行距離、燃料費の削減額、二酸化炭素（CO₂）排出削減量、包括的な所感を記載するものとする。

2 提出期限

事業成果は、知事が別途指定する日までに提出するものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和6年3月26日から施行する。
- 2 この要領は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

山梨県知事

殿

住 所
氏名又は名称
代表者氏名

電気バス普及促進事業費補助金事業成果報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあったこのことについて、
電気バス普及促進事業費補助金交付要綱第6条第5号の規定により、次のとおり報告します。

1 事業結果の概要

導入した 車両等の 内訳	電気バス	台（うち補助対象	台）
	電気自動車用充電設備	台（うち補助対象	台）
買取・リー スの別	買 取 ・ リース		

2 導入時期及び要した経費の詳細

	導入した者の氏 名又は名称及び 住所	補助対象自動車及 び電気自動車用充 電設備の種類	導 入 数	要した経費 (単位：千円)	登録（設置） 時期
補 助 対 象					
計					

※経費の欄には、取得した見積書に記された補助対象自動車及び電気自動車用充電設備等金額を記載すること。（千円未満の端数は四捨五入して、千円単位で記載する）。

補助対象自動車の本体価格は、オプション（ボディーカラー、寒冷地仕様も含む）を含まない価格を記載すること。

※経費の額が、交付要綱第5条第1項に基づき交付決定された額（交付要綱様式第2号にて通知した額）を上回る場合は、交付決定額を記載すること。

※リースによる導入の場合には、利用するリース事業者名を「導入した者の氏名又は名称及び住所」欄に記載すること。

3 事業成果

--

※導入前の運行状況を踏まえ、以下の例示を参考に、できるだけ具体的な運行結果を記載すること（日報等をまとめたものがあれば、そちらで代用することも可能。）。また、包括的な所管（全体的な感想）も記載すること。

※CO₂排出削減量については、運航実績を踏まえ、以下の例示を参考に、補助対象自動車のメーカー等から情報を入手の上算出、記載すること。

（例）導入後の運行結果（月あたり）

運行回数 回（実運行を行った回数）

運送人員 人

運行距離 km（走行キロ）

燃料費の額減額 円

導入後の運行によるCO₂排出削減量（注） kg

包括的な所管（全体的な感想）：乗客の反応、運行上の課題、今後の導入見込など

（注）CO₂排出削減量は、次式により算出

運行距離÷燃費〔カタログ値〕×CO₂排出係数）

※CO₂排出係数：

LPG・・・3.00

ガソリン・・・2.32

軽油・・・2.58

担当者所属	
担当者職・氏名	
電話番号/FAX番号	
メールアドレス	